

柔道整復師等の養成施設の開設制限と独占禁止法上の規制

－柔道整復師養成施設不指定処分取消訴訟をめぐって－

福岡大学法学部

屋宮憲夫

1. はじめに

平成 10 年 8 月 27 日、福岡地裁は、柔道整復師等の養成施設（専門学校）を開設しようとする原告の申請に対して、厚生大臣（当時）がこれを不指定処分としたことを違法として取り消す判決を下し、厚生大臣は控訴を行わず、当該判決は確定した。

「何が問題で、何が変わっていくのか、その背景・影響は何か」、そのような視点で本事件を検討する。

第一の問題点は、厚生省（国）等による柔道整復師養成施設の設置数を調整し、柔道整復師数を一定の範囲に抑える効果が想定される需給調整（参入規制）を目的とする行政指導あるいは行政処分の適否である。

第二の問題点は、このような需給調整に関係事業者団体（柔道整復師団体など）及び関係者がどのように係わるかという問題である。この事件では、柔道整復師の養成施設数及び柔道整復師数を一定の範囲で抑制しようという形で係わり、本件行政指導・処分の原因となったのではないか、という点である。

第三の問題点は、柔道整復師、あん摩・はり師・きゅう師等の資格職（高度な訓練を受け、試験合格を要件とする資格職）について、その数を一定の範囲で、需給調整を目的として制限すべきか否か、制限するとすればどのような方法が適切なのか、という問題である。

これらの問題点について判決は、需給調整を目的とする養成施設設置数の制限は法律の枠組みから考えて不適切であるとの立場に立っている。厚生省の処分等は違法であり、関係団体の対応は、目的・内容ともに不適切な対応ではなかったかということになる。法律の枠組みでは、資格従事者（柔道整復師）について需給制限という発想で養成施設数を制限することは適切ではないというのがこの判決の考え方である。その結果として、柔道整復師学校等の関連資格職養成施設数が増加していくことが想定される。また、この判決の射程範囲、つまり判決の考え方が法的判断として準用されると考えられる範囲として、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうが同じように入ってくることとなる。あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうに関する法律と、柔道整復に関する法律は異なるものの、判決はそれを一体化して解釈論を展開し、法的判断を下しているからである。

本件における敗訴判決に対して、厚生省は、これを受け入れて控訴をせず、これまでの方針を転換した。この判決を契機として、判決で示された考え方の方向で行政の方針が転換され、現時点では、それが結果として本件関係事業に関する養成専門学校の増加ということを促している。さらに、その背景には、このような需給調整をするような形での、一定の事業に対する既存利益の保護を目的とする介入・規制というものを見直していくこうという大きな流れが 90 年代から働いていると見られよう。この大きな流れの中に、本判決に基づく厚生省の政策判断もおそらく位置づけられるものと思われる。

2. 事件の概要

具体的な本件の内容について説明していきたい。

本件原告は、現福岡柔道整復専門学校理事長 F であり、厚生大臣を被告として、柔道整復師養成施設不指定処分の取消訴訟を福岡地裁に提起したものである。

F は、平成 8 年 7 月、第一次認可申請を行った。当該申請については、認可申請書を福岡県知事に提出し、同知事は、関係団体の同意書を添付した上で、厚生省に提出することとなっていた。この同意書添付は、平成元年の健康政策局長通知によるものである。同知事は、柔道整復師の事業者団体である「社団法人福岡県柔道整復師会」に対して同意見書を求めた。同会の意見書は養成施設指定認可には反対との内容であるが、その結論だけが記され、その理由は明記されていない。

この申請を受けて、平成 8 年 10 月に「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会」(以下、審議会)が開かれ、答申としては、柔道整復師数は増加しており、新たに設立する特段の事情（新設の必要性）は存在せず、関係団体も反対していることから、本設置申請に対しては不指定処分が相当であるとの結論となった。当該答申を受け、健康政策局長は F に対して養成施設指定を行わない旨を通知した。当該通知は、正式の行政処分ではなく、いわゆる行政指導に当たるものである。

F は、平成 8 年 12 月、この通知を不服として再度の申請である第二次申請を行い、その際には指定に賛成する団体の役員による同意書を添付して当該申請を行った。しかし、この申請に対して、厚生省からは全く回答がなかった。このような対応自体が事実上は一種の行政指導であり、不作為により相手方が同省の意図を忖度し、申請を取り下げるなどを勧告しているものと解される。これに対して、F は、平成 9 年 4 月、同省の回答がないため、さらに第三次申請を行い、再び福岡県知事を通じて同様の申請書を厚生大臣に提出した。

このような状況に対して、平成 9 年 7 月、公正取引委員会は、一連の厚生省の対応は、法令に具体的に根拠のない需給調整であり、これは競争政策という観点から見まして極めて問題があることから、このような運用を行わないよう要請した。

公正取引委員会の要請を受け、厚生省は再度上記審議会の意見を聴いたが、審議会は、「国民に適切な医療を提供する体制を整備することは医療行政の重要な柱であり、この観点から医療従事者の適正な需給を図ることが求められ（ている）」との考え方を示し、前回同様の不指定処分を促す答申を出した。この答申を受け、平成 9 年 9 月、厚生大臣は、本件申請につき柔道整復師養成施設不指定処分を行った。同処分理由としては、先の行政指導と全く同じ理由を提示している。これは正式の行政処分であり、柔道整復師法 12 条の規定の適用に関する厚生大臣の指定についての法律行為となる。

柔道整復師法 12 条では、厚生大臣の指定した専門養成施設の教育を修了した者でなければ受験資格がない旨が規定されており、厚生大臣に同施設の指定の処分の権限を与える法規になっている。

3. 判決内容

厚生大臣の不指定処分に対して、F は当該処分の取消訴訟を福岡地裁に提起した。

福岡地裁は、以下の理由により、当該不指定処分を取り消す旨の判決を下した。

(1) 資格試験受験資格は、養成施設での修業であるから、養成施設の指定は、施設が一定の

水準を備え、試験の受験資格を与え得る者を養成できるかにより判断されるのが原則である。

(2)柔道整復師法の立法経緯から、あん摩マッサージ指圧師等法を参照しつつ解釈する。柔道整復師法には、あん摩等法にある需給調整規定（同法 19 条）が存在しないので、同法に基づく指定基準を充たす以上は、原則として養成施設の指定を行わなければならない。

(3)例外的に指定を行わない場合には、当該個別案件における指定を行わない合理的・具体的な例外理由を示す必要がある。

以上のように判示し、厚生大臣の本件処分理由については、個別案件における合理的・具体的理由に当たるか否かに関して以下の判断を下している。

「新設の必要性の不存在」については、柔道整復師の供給過剰による弊害発生の証拠はなく、特に九州地方等では供給が全国水準を下回り、不足も認められ、必要性が不存在との根拠は薄弱である。

「審議会の意見」については、審議会は厚生大臣の諮問機関であり、その意見に拘束されるものではない。本件のごとき運用は競争政策の観点から極めて問題であり、今後行わないよう強く要請する公正取引委員会の書面を勘案すれば、「行政機関は、法令に具体的規定がない参入・退出に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれ」がないよう留意すべきであり、本件審議会の意見は問題をはらむもので、これを尊重すべきものでもない。

(4)したがって、指定基準を充たす以上、厚生大臣は裁量の余地なく指定を行わなければならなかつた。また、仮に裁量の余地があるとしても、本件では裁量の行使に逸脱があつたと認められる。

4. 検討

(1)判決の趣旨

本判決の上記理由(1)は、指定養成施設での修業が受験資格となることから、当該養成施設の指定基準をどのように解するかという問題である。柔道整復師法 12 条に基づく養成施設の指定に関しては、「柔道整復師学校養成施設指定規則」が定められ、同規則 2 条に 16 項目の指定基準が立てられている。この基準では、教育の内容及び施設・設備・器具等、教員の構成、教員数、教員資格等の指定の客観的判断基準が設定されており、この 16 項目以外の要因を考慮する余地はないように基準が立てられている。審議会の回答のような柔道整復師の需給調整が必要であるか否かの問題、また関係団体の利害関係等は考慮要因とならないものと考えられている。

本判決は、その検討の前提として、柔道整復師法の今の解釈において、あん摩マッサージ指圧師等法と解釈上一体として考えるべきであるというのが立場に立っている。同法 19 条では、視覚障害者の養成施設における割合等を勘案し、当該養成施設の認定や定員増加等について資格者数の需給調整を考慮した指定処分の判断が厚生大臣によってできることとされている。この視覚障害者の特例は、視覚障害者の生活を維持し、専門職の就業を促進し、社会政策的救済を行おうとするものである。このような社会政策が同法 18 条の 2 に規定される「受験資格の特例」においても図られ、専門学校以前の高校段階の教育修了に基づき資格取得のための受験資格が得られる特例により資格取得への道が開かれている。そこで、柔道整復師法とあん摩マッサージ指圧師等法を総合的に解すると、視覚障害者の

取り扱いについて、その社会的政策を根拠に資格者数の需給調整を行えるのは、あん摩マッサージ指圧師だけに限られ、鍼灸師や柔道整復師は、視覚障害者支援を考慮する余地はない解される。

したがって、柔道整復師養成施設の設置認可については、基本的に法規裁量であり、法律上の要件に基づいて設立の適否を考えるべきであって、審議会の方針に基づく需給調整を図る厚生大臣の判断は問題であるの考え方といえよう。

しかし、法規裁量であっても、裁量の枠組みとして例外を許容する場合を認めないと解するものが従来からの判例原則である。その例外の判断基準として、上記判旨(3)のとおり、合理的な理由を個別の案件について具体的に考慮することとなるというのがこの判決の考え方である。

本件については、そのような例外的取扱を行わなければならない合理的理由について、審議会の意見等を具体的に検討し、本裁判所は「新設の必要性がない」とする根拠はないとの判断に至っている。

また、審議会の意見の意義については、審議会は単なる諮問機関に過ぎず、諮問した厚生大臣はその意見に拘束されるものではないとの位置づけを基礎とする。

そして、本件で問題となった養成学校の指定についての行政運用は、当該事業分野における「公正で自由な競争を維持する」という観点から問題があり、審議会の意見は尊重すべきものではなく、参入抑制の必要性がない領域だった、との判断に至っている。法律上の指定基準を満たす以上、特別な合理的例外事由がない限り、養成施設として指定しなければならず、本件不指定処分歩分には厚生大臣の権限の逸脱があり、違法とされる。

厚生大臣（国）は、本敗訴判決に対して控訴を行わず、本判決の考え方を受け入れ、その後の養成施設の指定に対する対応を変更したものと考えられる。

(2) 行政指導・行政処分と独占禁止法

行政機関の介入による競争制限と独占禁止法の規制の関係について、公正取引委員会は、従来から「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（行政指導ガイドライン）」を公表し、競争制限的な行政指導を国や地方自治体等が行わないよう努めている。

本件では、申請者に関係団体の同意書の添付を求めていたが、行政指導ガイドラインでは、このような行政指導は、既存事業者等が事業者数の制限や参入事業者の機能制限等の競争制限を行うことを誘発する危険があり、独占禁止法上問題のある行政指導と位置づけている（同ガイドライン3-①）。

また、本件での行政指導・処分と関連団体の対応についての問題がある。公正取引委員会は、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（）」において、新たな事業者が参入することを著しく困難にすること、が参入制限として違反行為とされ（同ガイドライン第二-5-1）、新規参入に当たり事業者団体の同意を求める行政指導がある場合に、団体が合理的な理由なく拒否することも違反行為とされる（同第二-12-6）との考え方を示している。

ただし、同ガイドラインでは、事業者団体の活動として、国や地方自治体などに対する一定の要望や意見表明は、独占禁止法上問題とならないとしており（同第二-12-(6)）、柔道整復・鍼灸（はりきゅう）等の事業分野における一般的・合理的な需給調整の必要性を主張する立法活動等を事業者団体として行うことは独占禁止法上問題とならないと考え

られる。

(3) 関係団体（事業者団体）と独占禁止法

本件の行政指導・処分と関係団体の対応等は、独占禁止法上どのように評価かが問題点となる。そこで、まず、独占禁止法の意義と本件事案への適用について見てみたい。

独占禁止法の第1条は、同法の目的を規定するものであるが、各種の競争制限行為を禁止することにより、「公正且つ自由な競争を促進する」ことが、この法律の直接的目的であると規定する。この直接的目的を達成すると、事業者の創意が發揮され、事業活動が盛んになり、雇用、国民実所得の水準が高まり、そのことにより一般消費者の利益が確保され、国民経済の民主的で健全な発達が促進されるという効果が達成されるとするのが、この法律の目的規定の構造になっている。公正で自由な競争を促進により、一般消費者や国民経済にとってメリットが生まれると考えるのが、この法律の基本的な考え方である。

そこで、独占禁止法の規制の対象は、「事業者」とされ、「商業、工業、金融業、その他の事業を行う者」(第2条1項)と定義される。この定義では、「商業、工業、金融業、その他の事業」と規定し、「商業、工業、金融業」を市場原理に基づいて活動する典型的な業態として例示し、これらは競争のメリットが發揮される事業分野として考えられている。

そこで、本件で問題となった鍼灸・あん摩マッサージ・柔道整復等がここで定義される「事業」といえるか否かがまず基本的問題と想定される。つまり市場メカニズムにより競争が展開されることが適切な事業なのかどうかという問題である。

この前提問題について従来から審決・判例は、独占禁止法の対象となる「事業」とは、一定の商品や役務を継続して対価をもって供給する経済的利益の交換活動であると捉えてきた。つまり一定のサービスを、対価を受けて提供する経済活動は、独占禁止法上の「事業」に該当し、このような対価性のある経済的行為は、原則として市場競争がメリットを生み出すといふ見方をしている。

そこで、独占禁止法の規制対象となるか否かが問題となったのは、医師の医療活動である。医師の医療活動それ自体は、対価により治療するわけではないともいえる。医師は各患者に対して、その病気に対する最善の治療を行い、対価に相当する治療を行うとはいえないのではないか、そこで治療費等の支払を考えて治療を拒否することもできないのではないか、という疑問が生じる。これに対して、医師の「事業」というのは各医療行為それ自体と病院を経営し、対価を保険から徴収する経営行為とにより成り立つと見ることができる。そこで、医療事業は、全体として対価性のある「事業」であって、これは競争メカニズムの働く経済活動であり、そこで逆に競争制限行為が行われると解することができ、公正取引委員会や裁判所はこのような考え方に基づき法を適用してきた。

公正取引委員会は、医師を構成事業者とする「医師会」の活動について、「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」というガイドラインを公表し、その中で新規開業の制限、すなわち一定の地域で需給調整を医師会が行うことを違反行為としている。医師会の活動には、病院の数、診療科の表示等、あるいはベッド数や検査施設の数等につき医師会が調整を行うということが見られた。このような医師会活動については、昭和55年ごろから最近まで違反事例が見られ(歯科医師会も同様)、開業制限などの需給調整は違法であるという法規制がなされている。

そこで、本件で問題となっている、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の資格職も独

占禁止法の規制対象となる「事業者」と考えられ、これを構成事業者とする関係団体等は、「事業者団体」（独禁第2条2項）に該当すると解される。

この事業者団体に関しては、独占禁止法第8条に事業者団体の活動についての禁止規定が定められている。第8条3項では、一定の事業分野における現在または将来の事業者の数を制限する行為が、同4項では、構成事業者の機能・活動を制限するような行為が禁止されている。これらの規定について、本件で問題となっている県知事に対する「答申書」や厚生省審議会における関係団体代表の活動をどのように評価するかという問題も、状況によっては議論される可能性がある。

(4) 養成施設の制限と資格従業者数の制限

本件が問題とする資格職の分野では、資格従業者数の制限が視覚障害者への配慮として必要か否かという問題がある。前述のとおり、柔道整復師法とあん摩マッサージ指圧師等法を比較し、本判決と同様に総合的に解すれば、あん摩マッサージ指圧師のみが視覚障害者に対する配慮ができることとなる。すなわち、あん摩マッサージ指圧師のみが需給調整についての裁量的行政処分が可能な資格職であるということとなる。この問題は、視覚障害者保護についての立法政策の問題であり、立法経緯として、あん摩マッサージ指圧師等法19条や同18条の2が、いかなる理由であん摩マッサージ指圧師だけに需給調整を配慮することとし、はり師・きゅう師等では考慮されなかったかという点に論議の基盤のあるといえよう。さらには、視聴覚障害者保護の論議と柔道整復師の資格者数の調整をどのように考えるか、という問題がつながることとなる。

結論的には、現行法制では、あん摩マッサージ指圧師等法に規定されるあん摩マッサージ指圧師以外の資格職には、需給調整の余地はなく、さらに柔道整復師法による柔道整復師に同様にその余地はないと解する判決の見方は合理的文理解釈であると考えられる。

競争政策の視点から考えると、あん摩マッサージ指圧師に見られるような特殊事情に基づく配慮、すなわち需給調整という競争制限は、独占禁止法についての適用除外制度として位置づけられる。この適用除外制度については、例えば、一定の組合に対する適用除外（独禁第22条）があり、これが小規模事業者の事業活動の維持ということを目的に競争制限を行うことを許容する枠組みを創っている。当該規定の要件を満たした事業者団体に対しては、独占禁止法の適用を行わないということになる。

したがって、事業者団体の活動としての競争制限は原則として違法であるが、社会立法上の必要性等の理由により、適用除外法を設ければ独占禁止法の適用はなくなる。ただし、近年、適用除外の見直しが進められ、適用除外法規の縮減や競争制限が必要とされた領域を狭く解する適用がなされてきている。資格者団体に対しても、「資格者団体の活動に関する独占禁止法の考え方」がガイドラインとして示され、これまで競争制限を許容されてきた公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士等の8資格について、上記の「事業者団体ガイドライン」をこれらの資格者団体にも原則として適用し、競争制限的な行為の範囲をできるだけ限定していこうとする方針が示されている。

あん摩マッサージ指圧師については、視覚障害者への配慮を、資格養成施設数の制限により行おうとする枠組みが残っているが、これも見方によれば適否が問題とされないわけではない。この参入制限的枠組みの設定理由が合理的か否かをどのように考えるかという点は、今後参入自由化を求める側から主張される可能性は否定できない。

一方、障害者の職業領域についての配慮に基づくあん摩マッサージ指圧師の資格者数の制限について、あん摩マッサージ指圧師等法 19 条では、養成施設数の数及び同施設の定員数の制限により調整するという手法が用いられている。しかし、本件で問題となった柔道整復師について見ると（はり師・きゅう師等も同様であるが）、国家資格の試験認定制度であり、その適正数の維持と養成施設数及び定員の制限とは、本来直接結びつかない。一定の知識・技能の水準を求める資格制度において養成施設での教育を受ける機会をどのように選択し、試験の合否に結び付けるかは、資格取得希望者（養成教育の受容者）と養成施設の自由な自己決定に基づき行われることが望ましく、養成施設の開設制限及び受験者数の制限は、職業選択の自由の制限となるものであり、本来的に望ましいものではなく、これらの制限に対する独占禁止法の適用には正当性があるものと思われる。

(5) 本判決の影響と判決以後の状況

本判決後、厚生省は判決の考え方を受け入れ、当該養成施設設置申請につき運用を変更してきたものと見られる。

九州地区における柔道整復師の養成施設は増加している。平成 11 年に、本件原告を理事長とする福岡柔道整復専門学校（福岡柔整）が設立され、昼・夜 60 名の定員で整復師養成教育を行っている。福岡柔整は、同時にはり師・きゅう師の養成も行っている。

その後、平成 14 年以降九州地区での柔道整復師の養成施設の増加が続いている（下【表 1】参照。）。本判決は、柔道整復師養成施設新設指定についての事件であったが、ここで示された法解釈の理念、解釈論は同一の状況にある資格職の養成について影響を与えており、この法運用がはり師・きゅう師の養成施設増加にもつながっているものと考えられる（下【表 1】参照。）。すなわち、本判決の射程範囲は広く、柔道整復師と類似する職種として法律がカテゴリー化している資格職の養成施設設置の自由化（参入の自由化）に非常に大きな影響を与えたものと思われる。

【表 1】九州地区での養成施設の開設状況

（柔道整復師）

平成 11 年開設	福岡柔道整復専門学校	昼 60 名 夜 60 名
⇒平成 14 年開設	福岡医健専門学校	昼 60 名 夜 60 名
	今村学園ライセンスアカデミー	昼 30 名
平成 15 年開設	第一医療リハビリテーション専門学校	昼 30 名 夜 30 名
平成 16 年開設	第一リハビリテーション専門学校	昼 30 名
	大分医学技術専門学校	昼 30 名
平成 17 年開設	専門学校琉球リハビリテーション学院	昼 60 名

（はり師・きゅう師）

平成 11 年開設	福岡柔道整復専門学校	昼 60 名
⇒平成 15 年開設	第一医療リハビリテーション専門学校	昼 30 名 夜 30 名
	九州環境福祉医療専門学校	昼 30 名
平成 16 年開設	福岡医健専門学校	昼 60 名
	第一リハビリテーション専門学校	昼 30 名
平成 17 年開設	九州保健福祉大学総合医療専門学校	昼 30 名 夜 15 名

本件判決にいたる状況や判決の受け止め方及びその後の展開は、90年代から高揚している市場原理主義、つまり競争が生み出すメリットを最大限活用していこうという発想を挙げ背景としている。いわゆる「規制緩和」や「民営化」という経済政策の大きな流れが、厚生省の本判決を契機とする方針転換に影響を与えたものと思われる。厚生省が本判決の考え方を受け入れず、控訴し争うとなれば、既得権益者保護、業界癒着というような謗りを免れず、競争制限状況を放置した責任を問われかねない。そのような危惧を持たざるを得ないほど、市場競争重視の風潮が進展していると見ることができよう。

競争政策、あるいは市場競争というものは、資格職として最も保護されてきたと思われる弁護士等にも広がっており、自由な競争が生み出すメリットを生かした社会への転換が急速に進められている。

柔道整復師養成の教育事業への参入規制の見直しが、このように図られ自由化されたがその結果として新規参入した福岡柔整は、その養成教育成果について好成績を達成しているようである。平成16、17、18年度（最近の3年間）の柔道整復師合格率は全国平均をはるかに上回り、全国第1位を続けている。さらに、はり師・きゅう師合格率においても、福岡柔整は好成績を上げているものと見受けられる（下【表2】参照。）。

このような好成績は、福岡柔整が資格試験をクリアするだけの教育を行っているものと評価できるが、新規参入者全てがこのような成果を上げているものではない。柔道整復師についてみると、上記【表1】で平成14年開設分の福岡医専と今村学園は、その合格率が全国平均を下回っており、65%程度の合格率に止まっている。このような状況をどのように評価するかについては、多様な見方ができるが、福岡柔整だけを見ると、運用の転換がよい成果を上げていると評価できるとともに、その評価も今後の市場メカニズムの成果に任されるものともいえよう。

なお、九州厚生局が、平成17年に行った「養成施設等の適正運営」に関する調査では、各種養成施設の運営状況が調査され、改善を必要とする施設については指導が行われたが、「柔道整復師」及び「はり師きゅう師」については指導件数が0件であり、教員・施設・授業等諸項目で不適切な状況はなかったものと見られる。

【表2】福岡柔道整復専門学校の成果			() 全国平均
	柔道整復師	鍼師	灸師
平成16年	98.2% (73.8%)	100% (79.9%)	98.1% (79.1%)
平成17年	96.2% (70.4%)	100% (79.5%)	100% (79.2%)
平成18年	100% (73.2%)	100% (80.5%)	100% (80.5%)
参考	柔道整復師(平成18年度)		
	福岡医療専門学校	65.3%	
	今村学園ライセンスアカデミー	65.5%	

基本的に資格制度は、職業選択、経済活動の自由を例外的に制限するというものであり、資格制度の本質は、その基準となる技術・知識の水準にある。その水準を満たさない者が、その専門職としてのサービスを提供することが社会的被害や安全性の信頼の欠如等を生起する場合に経済活動の自由が制限されることとなる。そこで、当該基準の充足によって資格は当然付与されるべきものであり、その機会を不必要に奪う行為は規制されなければな

らない。

その資格者の間での、いかにより良いサービスを提供するか、より低料金でより優れた技能・サービスを提供するか、いかに患者が満足する施療を行うかという競争を、施術だけではなく、設備・施設、施術環境、待ち時間や利便性等の様々な側面から競い合うことが、資格者の創意・工夫と需要者へのメリットを活発に生み出し、消費者利益の拡大化をもたらす。逆に、既存事業者の手厚い保護、競争者数の制限等がなされると、競争が弱くなり、革新的改革が停滞する。競争が機能している状態とは、需要者の選択の自由がより広く保障されてる状態であり、需要者が求めるもの（それは、常に現状よりさらに良いもの）を提供しようとする努力が報いられる状態でもある。需要者の欲求に対応する努力がなされて、その努力を費やした者が正当に顧客を獲得し、公正な競争が活発に行われる事が当該事業分野を発展させることとなる。このような競争上の努力を行ったものが、正当に経済的にも報われること、それがその事業分野の進歩の源泉だろうとも考えられる。

このような考え方は、その資格職についての養成施設間の競争にも当然に妥当するものであり、既存の養成施設の経済的利益を保護する参入規制（競争者数の調整）は、競争政策の観点からは、資格取得希望者の利益にならないと同時に当該資格職養成事業分野の発展をも阻害し、さらには当該資格職の事業分野の進展にも阻害要因となるものといえよう。

視覚障害者について、資格者数の制限、あるいは、視覚障害者の教育機会の確保という観点から、政策的に合理化される保護措置として一定の競争制限を創設することは、立法政策の問題であるが、その範囲を超える競争制限を行うことは、以上のように多くの面から弊害を生じさせることを念頭に置く必要があろうと思われる。

（参考文献）

1. 本件判決

判例タイムズ 987 号 157 ページ参照

2. 判例評釈

金井貴嗣「柔道整復師養成施設の不指定処分が取り消された事例」ジュリスト 1167 号 118 頁（1999 年）

拙稿 「柔道整復師養成施設の不指定処分取消事件」公正取引 578 号 64 頁（1998 年）

3. 資料・ガイドライン等

公正取引委員会「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（1994 年）

同 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（1995 年）

同 「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」（1981 年）

同 「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」（2001 年）

九州厚生局「養成施設等の適正運営に係わる留意事項について」平成 18 年 3 月 31 日

同 「柔道整復師国家試験状況」等 (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu>)